

## 10. 秋月町地区整備計画区域

別表第 2 . 用途の制限 ( 第 4 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築してはならない建築物
A地区	(1) 工場 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又は バッティング練習場 (3) 自動車教習所 (4) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎
B地区	(1) 工場 (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又は バッティング練習場 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券 売場その他これらに類するもの (4) カラオケボックスその他これに類するもの (5) 自動車教習所 (6) 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎

別表第 5 . 敷地面積の最低限度 ( 第 7 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物の敷地面積の最低限度
A地区	160 平方メートル
B地区	300 平方メートル

別表第 6 . 壁面の位置の制限 ( 第 8 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 距離	(ウ) 適用除外の建築物等
A地区	1 メートル	(1) 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物 又は建築物の部分が次のア又はイに該当するもの ア 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 メートル以下であるもの イ 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合 計が5平方メートル以内である物置その他これに類す る用途に供するもの (2) 床面積の合計が50平方メートル以内である自動車車 庫等
B地区	1 メートル	

別表第 7 . 高さの最高限度 ( 第 9 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物の高さの最高限度
A地区又はB地区	30 メートル

別表第 9 . 屋根の形状の制限 ( 第 11 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物の屋根の形状
A地区又はB地区	切妻造、寄棟造、入母屋造その他これらに類する勾配のある屋根

別表第 10 . へいの構造の制限 ( 第 12 条関係 )

(ア) 地区	(イ) 建築物に附属するへいの構造
A地区又はB地区	コンクリート造、コンクリートブロック造、石造その他これらに類するもの以外のもので透視可能なもの